

岩手県民会館 ホールの利用料金

【単位:円】			(消費税及び地方消費税を含む)				令和7年10月1日 改定		
区 分			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	
大ホール	入場料を徴収 しない場合		土曜日及び休日	36,680	53,460	71,800	90,140	125,260	161,940
			その他の日	31,610	46,690	56,720	78,300	103,410	135,020
	入場料を徴収する 場合	1～999円	土曜日及び休日	48,390	73,500	90,290	121,890	163,790	212,180
			その他の日	41,760	60,100	75,190	101,860	135,290	177,050
		1,000～ 2,999円	土曜日及び休日	63,620	86,760	111,740	150,380	198,500	262,120
			その他の日	50,210	73,500	90,290	123,710	163,790	214,000
		3,000～ 4,999円	土曜日及び休日	73,500	103,550	131,900	177,050	235,450	308,950
			その他の日	60,100	86,760	110,180	146,860	196,940	257,040
		5,000円～	土曜日及び休日	90,010	131,760	164,070	221,770	295,830	385,840
			その他の日	75,610	108,330	136,850	183,940	245,180	320,790
中ホール	入場料を徴収 しない場合		土曜日及び休日	15,790	25,100	28,490	40,890	53,590	69,380
			その他の日	13,830	19,040	25,100	32,870	44,140	57,970
	入場料を徴収する 場合	1～499円	土曜日及び休日	17,480	28,490	35,130	45,970	63,620	81,100
			その他の日	15,790	25,100	29,900	40,890	55,000	70,790
		500～ 999円	土曜日及び休日	19,040	29,900	36,680	48,940	66,580	85,620
			その他の日	15,790	26,800	31,610	42,590	58,410	74,200
		1,000～ 1,999円	土曜日及び休日	23,270	31,610	41,760	54,880	73,370	96,640
			その他の日	19,040	28,490	33,420	47,530	61,910	80,950
		2,000円～	土曜日及び休日	25,100	33,420	43,300	58,520	76,720	101,820
			その他の日	19,040	29,900	35,130	48,940	65,030	84,070

- 備考 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。（ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。）
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金 の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。
- 8 利用申し込みを取り消した場合は、キャンセル料として、料金表記載金額を以下の期間に応じて納入していただきます。
6ヶ月前まで50％ 3ヶ月前まで70％ 3ヶ月～当日100％

岩手県民会館 ホール以外の施設の利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)			令和7年10月1日 改定					
区 分			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
第一 展示室	入場料を徴収しない場合		2,850	4,330	5,180	7,180	9,510	12,360
	入場料を徴収 する場合	1～999円	4,250	6,500	7,760	10,750	14,260	18,510
		1,000円～	5,700	8,650	10,340	14,350	18,990	24,690
第二 展示室	入場料を徴収しない場合		9,000	13,190	16,380	22,190	29,570	38,570
	入場料を徴収 する場合	1～999円	13,520	19,770	24,550	33,290	44,320	57,840
		1,000円～	18,030	26,380	32,730	44,410	59,110	77,140
第1会議室(66人)			2,850	3,850	4,830	6,700	8,680	11,530
第2会議室(72人)			3,510	5,010	6,000	8,520	11,010	14,520
第3会議室(30人)			2,320	2,850	3,150	5,170	6,000	8,320
第4会議室(24人)			1,980	2,670	2,980	4,650	5,650	7,630
第5会議室(16人)			2,320	2,980	3,670	5,300	6,650	8,970
講師控室(5人)			430	580	580	1,010	1,160	1,590
第1和室(20人)			1,580	2,670	3,510	4,250	6,180	7,760
第2和室(20人)			1,580	2,670	3,510	4,250	6,180	7,760
特別室(5人)			1,480	1,940	2,240	3,420	4,180	5,660
ミーティングルーム(30人)			2,820	3,780	4,350	6,600	8,130	10,950
リハーサル室(60人)			2,850	3,850	4,830	6,700	8,680	11,530
大 ホ ー ル 用	第1楽屋(50人)		1,980	2,850	3,510	4,830	6,360	8,340
	第2楽屋(30人)		1,370	2,320	2,510	3,690	4,830	6,200
	第3楽屋(4人)		580	780	1,040	1,360	1,820	2,400
	第4楽屋(4人)		580	780	1,040	1,360	1,820	2,400
中 ホ ー ル 用	第1楽屋(4人)		510	580	710	1,090	1,290	1,800
	第2楽屋(30人)		1,220	1,580	1,980	2,800	3,560	4,780
	第3楽屋(15人)		780	1,040	1,220	1,820	2,260	3,040
第1主催者控室(第1展示室)			430	780	780	1,210	1,560	1,990
第2主催者控室(第2展示室)			430	780	780	1,210	1,560	1,990
第3主催者控室(中ホール)			430	780	780	1,210	1,560	1,990
第4主催者控室(大ホール)			430	780	780	1,210	1,560	1,990
第1・2シャワー室			510	510	510	1,020	1,020	1,530
第1・2浴室			1,220	1,220	1,220	2,440	2,440	3,660

- 備考 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。（ただし、当該使用時間を超える時間の使用には適用しない。）
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 6 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。
- 7 利用申し込みを取り消した場合は、キャンセル料として、料金表記載金額を以下の期間に応じて納入していただきます。
会 議 室：3ヶ月前まで50％ 1ヶ月前まで70％ 1ヶ月～当日100％
その他の施設：6ヶ月前まで50％ 3ヶ月前まで70％ 3ヶ月～当日100％